○農林水産省告示第五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北下弓削町奥山六の一二、六の一四、京北芹生町大畠一の一

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　水道事業用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北芹生町大廣谷二の六、二の七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　水道事業用地とするため

三(一)　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市八木町日置汁谷八の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　水道事業用地とするため

四(一)　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区梅ヶ畑広芝町三三の一（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町小畠五一六九の一（次の図に示す部分に限る。）、五一六九の四、五一六九の六、五一七〇の五、五一七〇の六・五一七五の八九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　広島県広島市安芸区中野東五丁目一一三七の一四・一一五〇の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、尾道市御調町菅字杏谷五五六八の二、五五六八の三、五五六九の二、五五六九の四、大竹市玖波町字木場九一の二から九一の四まで、九二の一、九二の二、東広島市黒瀬町乃美尾字ナマツ原三六九の五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁並びに広島市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市新市町大字常三二一一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市東酒屋町字石寺山八五〇の二、山県郡北広島町溝口字岩見地一二五〇の二三、戸谷字両本滝四一二の二、四二〇の三・四二一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四二一の三、四二二の三、四二二の四、四二三の三、四二四の四、四二五の四、四二六の二、四三三の二、四八六の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町山志谷字下モ田口三〇二・三〇三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　砂防設備用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町山志谷字下モ田三一〇の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　山梨県大月市笹子町黒野田字奥野七九七の五三から七九七の五六まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　鉄道用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南アルプス市芦安芦倉字野呂川入一六八五（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三の六三七・四七八三の六七八から四七八三の六九〇まで・四七八三の七一五・四七八三の七六四・四七八三の九一五・四七八三の九四一・四七八三の九四二（以上十九筆国有林）、四七八三の六七七（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四七八三の七一六、四七八三の七一七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）